

平成29年7月6日
北海道板金工業組合
理事長 洞内 俊
保証事業委員会
委員長 村椿 幸二

国土交通大臣登録建築板金基幹技能者 新規講習及び試験の実施予定ご案内（事前連絡）

日頃から当組合の事業にご協力を頂きましてありがとうございます。

登録基幹技能者は、専門工事業団体でそれぞれ認可されており、平成29年3月末現在、全国で56,942名（33業種）、そのうち建築板金は、3,050名（北海道206名）登録されております。

現在の公共工事では、発注者で9都道府県、元請企業団体で10社と、未だに活用・評価が低く、組合員様からも実務的に活用する場が無いのではというお声をいただきますが、この制度は、国交省が「新しい技能者像」として「基幹技能者」の必要性を各団体に要請したことから始まったことであり、経営事項審査の加対象（建設業法第27条の23）とすることにより、建設業者の技術的能力が評価されることになっております。（一社）日本建築板金協会及び北海道板金工業組合は、登録建築板金基幹技能者の配置義務化と現場における活用拡大を、国交省はもとより北海道、そして各市町村へも引き続き要望してまいりますので、是非とも受講され、資格を取得していただき、近い将来必須条件とされる時機に備えていただきたいと存じます。つきましては、下記の資格を取得され、新規講習・試験（実施予定：平成30年1月下旬～3月中旬の間で2日間）に備えていただきたく、宜しくお願い申し上げます。

記

～ 登録基幹技能者新規講習受講資格 ～

- ① 建築板金1級技能士
- ② 職長安全衛生責任者教育講習
- ③ 玉掛技能講習
- ④ アーク溶接特別教育講習
- ⑤ 高所作業者運転技能講習

以上